

事務連絡
令和4年12月20日

令和7年中に有効期間満了を迎える
奈良県知事登録の介護支援専門員 各位

奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課
社会福祉法人奈良県社会福祉協議会
福祉人材センター

令和5年度奈良県介護支援専門員更新研修受講希望調査について(依頼)

標記の件について、あなたが現在お持ちの介護支援専門員証(以下、「専門員証」という。)は、令和7年中に有効期間が満了します。

専門員証は、介護支援専門員として実務に従事する場合に、携行する必要があるもので、有効期間の定めがあります。

有効期間の満了日以降は、介護支援専門員としての都道府県知事登録は有効ですが、介護支援専門員としての業務はできません。

そのため、介護支援専門員として引き続き実務に就かれる場合等は、所定の介護支援専門員研修を修了したうえで、有効期間の更新手続を行っていただく必要があります。

つきましては、ご自身に必要な研修及び受講時期を、別添1「介護支援専門員資格更新までの流れ」及び別添2「介護支援専門員証の有効期間の更新にかかる研修一覧」により必ずご確認くださいとともに、以下のとおり「令和5年度介護支援専門員更新研修受講希望調査票」のご提出をお願いいたします。

回答方法：下記①又は②のいずれかをお選びいただけます。

- ①右下のQRコードを読み込み、Google フォーム
(<https://forms.gle/gjAA4yqzDUZeNJR16>)に入力しWebにて回答
- ②奈良県社会福祉協議会福祉人材センターあて郵送により回答

回答期限：令和5年1月13日(金) ※厳守願います



研修受講を希望しない場合も必ず回答願います

(更新研修に関するお問い合わせ・調査票の提出先)

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320番地11
奈良県社会福祉協議会 福祉人材センター
TEL 0744-26-0225

(介護支援専門員証の更新手続に関するお問い合わせ)

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県長寿・福祉人材確保対策課
TEL 0742-27-8556 FAX 0742-26-1015

別添 - 1

介護支援専門員資格更新までの流れ～令和7年中に有効期間満了を迎える方へ～

★以下のフローチャートを用いて、ご自身に必要な研修及びその受講時期について、ご確認ください。

★ご確認のうえ、別紙「受講希望調査票（以下、調査票という）」に回答してください。

なお、令和5年度専門研修課程ⅠおよびⅡ受講希望者以外の方も、必ずご回答ください。

①お手持ちの専門員証（現在有効なもの） 交付日から研修申込日までの間で、**介護支援専門員として実務に従事した経験**がある（別添 - 3「実務経験について」参照）

NO

YES

②更新手続は**今回が初めて**である

YES

NO

③過去の更新時において、**実務経験者向け研修**（※）を受講したことがある
※実務経験者向け研修とは… 専門研修課程Ⅰ + 専門研修課程Ⅱの研修

NO

YES

④過去の更新時においては、**実務未経験者コースまたは再研修**を受講した

YES

更新研修（実務未経験者向け研修）
実務未経験者コース

更新研修（実務経験者向け研修）
専門研修課程Ⅰ + 専門研修課程Ⅱ
（課程Ⅰと課程Ⅱの両方の受講が必要）

更新研修（実務経験者向け研修）
専門研修課程Ⅱ

★ 研修受講スケジュール ★ （いつ頃研修受講が必要か確認しましょう！）

令和6年度

令和6年9月～令和7年3月頃
（うち、約8日間）

課程Ⅰ

①**令和5年度**

もしくは

②**令和6年度**

各年度5月～9月頃の予定
（うち、約9日間）
※①・②いずれかの時期に
受講いただく必要があります。

+

課程Ⅱ

①**令和5年度**

もしくは

②**令和6年度**

各年度6月～翌年3月頃の予定
（うち、約6日間）
※「課程Ⅰ」の修了後に
受講いただく必要があります。

課程Ⅱ

①**令和5年度**

もしくは

②**令和6年度**

各年度6月～翌年3月頃の予定
（うち、約6日間）

受講希望年度	課程Ⅰ	R 5	R 4 に修了済み	R 5	R 4 に修了済み	R 6
	課程Ⅱ	R 6	R 5	R 5	R 6	R 6
調査票回答	「専門研修課程Ⅰ」に○	「専門研修課程Ⅱ」に○	「専門研修課程Ⅰ + Ⅱ」に○	「希望しません」に○		
案内予定	令和5年4月頃に課程Ⅰの受講案内を送付します 課程Ⅱは令和6年度の案内にてあらためてご回答ください。	令和5年5月頃に課程Ⅱの受講案内を送付します	令和5年4月頃に課程Ⅰ、 令和5年5月頃に課程Ⅱの 受講案内を送付します	令和6年度の案内にてあらためてご回答ください。		

※あくまでも現時点での希望をお伺いするものであり、受講定員により希望に沿えない場合があります。

★別紙 調査票に回答してください。

（今回は「希望しません」に○）

令和6年度の案内にてあらためてご回答ください。

令和5年度受講希望の場合 → 「専門研修課程Ⅱ」に○

令和5年5月頃に課程Ⅱの受講案内を送付します

令和6年度に受講希望の場合 → 今回は「希望しません」に○

令和6年度の案内にてあらためてご回答ください。

★ 研修受講後～更新まで ★ （所定の研修受講後の流れを確認しましょう！）

★ 奈良県介護支援専門員更新研修を受講される方は、研修日に交付申請にかかる必要書類の案内をします。

有効期間を更新した専門員証の交付

※新たな有効期間は、研修受講時期にかかわらず現在の有効期間満了日から5年間です

別添-2

介護支援専門員証の有効期間の更新にかかる研修一覧

(有効期間満了前に受講する研修)

更新研修(登録地の都道府県での受講が必要)		研修時間	受講料
実務経験者	専門研修課程Ⅰ	56時間 (約9日間)	30,000円★
	専門研修課程Ⅱ	32時間 (約6日間)	21,000円★
実務未経験者	現在の介護支援専門員証交付日以降に介護支援専門員として実務※に従事したことがない方が専門員証を更新申請する際に必要となる研修。 ※「実務」については、別添-3「実務経験について」を参照して下さい。	54時間 (約8日間)	31,000円★

※日数は全カリキュラムを集合研修にて実施した場合の日数です。

(有効期間満了後に受講する研修)

再研修	研修時間	受講料
実務経験の有無にかかわらず、有効期間が満了した後、介護支援専門員証の交付を受ける際に必要な研修。 (更新研修(実務未経験者コース)と同じ内容)	54時間 (約8日間)	31,000円★

※日数は全カリキュラムを集合研修にて実施した場合の日数です。

★受講料は令和4年度の金額です。令和5年度の受講料については、受講案内時にお知らせします。

- 上記研修は奈良県社会福祉協議会(県指定研修実施機関)(以下、「県社協」という)が実施します。
- 「実務未経験者コース」については令和6年度での受講となります。
- 「専門研修課程Ⅰ」、「専門研修課程Ⅱ」は、令和5年度～令和6年度のうちのいずれかの受講となります。申込者が多数の場合は令和6年中に有効期間が満了する方を優先して受講決定いたしますので予めご了承ください。
- 主任介護支援専門員更新研修については、裏面をご確認ください。
- 有効期間満了後は、「再研修(1回/年 県社協実施)」を修了することで、あらためて介護支援専門員の業務に従事することができます。

☆☆裏面もご覧ください☆☆

令和5年度の研修案内及び研修日程(予定)

※ 別紙調査票に受講を希望すると回答された方に、県社協より研修の受講案内を下記の時期に送付します。各時期に受講案内が届かない場合は、県社協までご連絡(TEL:0744-26-0225)ください。

※ 研修日程については下記の通り予定しています。詳細は受講案内にてお知らせします。

研 修		実施時期	案内予定
更新研修 (実務経験者)	専門研修 課程Ⅰ	令和5年5月～ 令和5年9月 (うち約9日間)	令和5年4月初旬に送付予定 ※4月7日を過ぎても 届かない場合、ご連絡ください
	専門研修 課程Ⅱ	令和5年8月～ 令和6年3月 (うち約6日間)	令和5年5月中に送付予定 ※6月7日を過ぎても 届かない場合、ご連絡ください
更新研修 (実務未経験者) 再研修		令和5年9月～ 令和6年3月 (うち約8日間)	令和5年7月中に送付予定 ※8月7日を過ぎても 届かない場合、ご連絡ください

※日数は全カリキュラムを集合研修にて実施した場合の日数です。

☆主任介護支援専門員の方へ☆

- 主任介護支援専門員の方は、主任介護支援専門員更新研修の修了をもって、介護支援専門員証の有効期間を更新することもできます。
ただし、受講要件がありますので、すべての主任介護支援専門員が受講できるわけではありません。奈良県における受講要件は、NPO 法人奈良県介護支援専門員協会のウェブページに掲載の募集要項(令和4年度分)でご確認ください。
- 主任更新研修は NPO 法人奈良県介護支援専門員協会が実施しています。
募集要項については、例年5月頃にホームページに掲載されます。
<http://naracare.com/>
- 主任更新研修に関するお問い合わせ先
NPO 法人奈良県介護支援専門員協会
・FAX 0744-47-2912 ・MAIL carenara@kcn.ne.jp

※「主任介護支援専門員研修」(現在主任介護支援専門員でない方が、主任介護支援専門員になるための研修)については更新研修ではありませんので、介護支援専門員証の更新はできません。

別添－3

実務経験について

奈良県介護支援専門員更新研修における実務経験の定義は、下記の事業所又は施設において、介護支援専門員として介護サービス計画書の作成を行うこと、とします。

ただし、

- 下記の事業所又施設で就労していたとしても、単に要介護認定の調査業務を行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを行っており、介護サービス計画書の作成をしていなかった場合は、実務経験と認められません。
- 指定居宅介護支援事業所における常勤専従の管理者については、実務経験ありと認められます。

記

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④ 介護保険施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦ 介護予防支援事業者
- ⑧ 地域包括支援センター

別紙

切：令和5年1月13日（金）

Web <https://forms.gle/gjAA4yqzDUZeNJR16> スマートフォンで回答はこちらから→郵便 〒634-0061 奈良県橿原市大久保町 320 番地 11
社会福祉法人奈良県社会福祉協議会福祉人材センター 行

令和 年 月 日

令和5年度奈良県介護支援専門員更新研修 受講希望調査票

実務経験年数 現在の証を交付されてから(前回更新以降) 介護支援専門員として実務を行った通算期間	年 月 日 (本調査票提出時点)	→前回更新以降、実務経験なしの方は、令和6年度研修の受講対象です(=「受講しない」に○)		
令和5年度に受講を希望する研修(いずれかに○) 別添-1を参照して下さい。	専門研修 課程 I	専門研修 課程 II	専門研修課程 I + II	受講 しない
「受講しない」と回答した方のみ いずれかに○をつけて下さい。 (現時点の予定で結構です)	令和5年度は受講しないが、令和6年度に受講する予定			
	主任介護支援専門員更新研修を受講する予定			
	更新しない			
更新回数等 (実務経験者向け研修受講の方のみ 回答してください。該当するものに○)	初回 / 2回目 / 3回目以降 の更新である			
	過去に「専門研修課程 I」を受講したことがある / ない			
施設・事業所名	(現在勤務されていない場合は空欄で結構です)			
フリガナ				
介護支援専門員氏名	(姓)	(名)		
生年月日	昭和・平成	年	月	日生
フリガナ				
住所	郵便番号 〒	-	都道	市
	府県		郡	
連絡先電話番号 (日中連絡が可能な番号)				
介護支援専門員証有効期間 満了日(専門員証に記載しています)	令和	7	年	月 日
専門員証番号				
介護支援専門員 経験種別 (いずれかに○)	居宅介護支援専門員 ・ 施設介護支援専門員 (現在業務につかれていない場合は過去の実務経験で結構です)			

(*受講を希望されない場合も必ず回答してください)

- ※ 本調査票で受講申込が完了したわけではありません。受講を希望される方に、上記住所に改めて受講案内をお送りしますので、ご確認のうえ、お申し込みください。
- ※ 受講を希望される方で、別添-2裏面記載の時期までに研修の受講案内が届かない場合は、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会(以下、「県社協」という)まで、ご連絡ください。(TEL:0744-26-0225)
- ※ 受講申込多数の場合は、先に有効期間満了を迎える方を優先して受講決定いたします。
令和5年度に受講いただけなかった場合、令和6年度に受講いただくこととなりますのであらかじめご了承ください。
- ※ 介護支援専門員の登録住所・氏名等変更がある方は、必ず変更手続きをしてください。
変更届は、奈良県長寿・福祉人材確保対策課のHPからダウンロードできます(「長寿・福祉人材確保対策課」→「認知症・ケアマネ・ホームヘルパー」→「ケアマネジャーについて」→「各種手続き」→「介護支援専門員資格登録簿変更届出書(様式第3号)」、介護支援専門員資格登録簿変更届出書兼介護支援専門員証書換え交付申請書(様式第3号の2) または「<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=26010>」)
- ※ 本調査票をご提出いただいた方については、届出内容確認のため、奈良県が本票の情報を取得し、県社協が奈良県の介護支援専門員登録に関する情報を取得することに同意いただきます。なお、奈良県が取得した情報は介護支援専門員資格管理にのみ使用し、県社協が取得した当該情報は、本研修の実施事務にのみ使用します。